

平成 27 年 3 月土庄町議会定例会会議録

土庄町告示第 23 号

平成 27 年 3 月土庄町議会定例会を、次のとおり招集する。

平成 27 年 2 月 25 日

土庄町長 三 枝 邦 彦

- 1、 期 日 平成 27 年 3 月 4 日（水）
- 2、 場 所 土庄町役場 議場

平成 27 年 3 月 4 日（水曜日） 午前 9 時 30 分 各議員着席

○議長（川本貴也君）

おはようございます。

3 月議会定例会を開催いたしましたところ、何かとお忙しい中ご参集をいただきありがとうございます。先ほど、議会広報特別委員長 泊 満夫君より、議会広報掲載のため、議会開催中の写真を撮りたいとの申し出がありましたので、撮影の許可をいたしました。皆様方のご協力をお願いいたします。

開会に先立ちまして、去る 2 月 27 日、香川県町村議会議長会第 66 回総会におきまして、全国町村議会議長会表彰が行われましたので、ただ今から表彰状及び記念品の伝達式を行います。

（議長から藤本誠助議員に表彰状及び記念品の伝達）

続きまして、町長から本定例会招集のご挨拶がございます。

○議長（川本貴也君）

三枝町長。

○町長（三枝邦彦君）

おはようございます。

本日、平成 27 年 3 月土庄町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、大変お忙しい中ご出席を賜り、誠にありがとうございます。

さて、現在、国におきまして新年度予算案が審議されておりますが、わが町におきましても、平成 27 年度予算案を編成し、本日上程しております。本年は、地方創生元年に位置付けられ、自治体においても、自ら考え、行動する施策が

求められております。詳細につきましては施政方針で述べさせていただきます。

本日提案の議案につきましては、平成 26 年度の補正予算関係が 7 件、平成 27 年度の当初予算関係が 12 件、条例関係が 24 件、香川県広域水道事業体の設立準備を含めたその他の案件が 9 件、人事案件が 2 件、合計 54 件でございます。本 3 月議会は、平成 27 年度のわが町における基本方針をご審議いただく定例会であります。よろしくご審議の上、全議案ご議決賜りますようお願い申し上げます。まして招集のご挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

議会運営委員会委員長報告

○議長（川本貴也君）

去る 2 月 25 日、午前 9 時 30 分から議会運営委員会を開催いたしまして、本定例会の運営等についてご協議をお願いいたしました。その結果について、委員長からご報告をお願いいたします。

○議長（川本貴也君）

議会運営委員長 佐々木邦久君。

○議会運営委員長（佐々木邦久君）

議会運営委員会からご報告申し上げます。

本委員会は去る 2 月 25 日、委員会室におきまして、3 月定例会の会期、日程等につきまして審議いたしました。まず会期でございますが、本日より 16 日までの 13 日間とし、本会議の開催は本日と 5 日、12 日、16 日の 4 日間を予定しております。各常任委員会に付託する予定の議案の審査日は、あらかじめ配布しております付託議案一覧表を参考にさせていただきたいと思っております。

次に、会議の進め方でございますが、本日は冒頭に閉会中における継続調査結果について各委員長より報告していただき、その後、これに対する質疑を行います。続きまして町長より平成 27 年度施政方針大綱についての説明をいただき、次に執行部より、平成 26 年度補正予算、平成 27 年度当初予算、条例、土地の確認及び字の区域変更、道路線の認定と廃止、協議会の設置、規約関係、教育委員会委員の任命、人権擁護委員候補者の推薦の各議案を一括して提案理由の説明を受け、散会する予定でございます。

5 日の本会議では、まず初めに平成 26 年度補正予算に関する議案第 1 号から第 7 号までの質疑、討論、採決を行います。続いて、同意第 1 号と諮問第 1 号の質疑、採決を行います。その後、平成 27 年度施政方針大綱に対する質疑、続いて平成 27 年度当初予算、条例、土地の確認及び字の区域変更、道路線の認定と廃止、協議会の設置、規約関係の各議案の質疑を行います。質疑が終わりま

すと、議案第 8 号から第 52 号までの議案を各常任委員会へ付託、審査をお願いし、散会といたします。

12 日の本会議は、一般質問を予定しております。一般質問の通告期限は、5 日の正午を締切としております。質問は提出順にさせていただく予定でございますので、よろしくお願いたします。

最終日の 16 日は、各常任委員長より付託議案の審査結果の報告を受け、これに対する質疑、続いて討論、採決を行います。最後に、各委員長から提出されました閉会中の継続調査の申し出を採択し、本定例会を終了する予定でございます。以上、議会運営委員会からの報告といたします。

平成27年3月4日（水曜日）午前9時30分 開 議

1、 出席議員

1 番（福本耕太君）	2 番（濱中幸三君）	3 番（山田建之君）
4 番（山崎勝義君）	5 番（佐々木邦久君）	6 番（泊 満夫君）
7 番（山本良熙君）	8 番（上川正衛君）	9 番（井上正清君）
10 番（太田和博君）	11 番（藤本誠助君）	12 番（川口幸路君）
13 番（川本貴也君）		

2、 欠席議員 なし

3、 欠員 1名

地方自治法第121条による出席者

町 長（三枝邦彦）	副 町 長（島田 明）
教 育 長（藤本義則）	総 務 課 長（中井俊博）
企 画 課 長（糸 英彦）	企 画 課 長（木下公明）
税 務 課 長（笹山恵子）	福 祉 課 長（川田順也）
健康増進課長（三木俊明）	住民環境課長（宮原正行）
建 設 課 長（樋口英士）	農林水産課長（高橋幸光）
商工観光課長（須浪宏和）	教育総務課長（宮原隆昌）
生涯学習課長（椎木 孝）	水 道 課 長（川本公義）
病院事務長（奥村 忠）	出納室係長（山口太我）
総務課課長補佐（井口秀俊）	総務課副主幹（三枝恵吾）

議会事務局職員

議会事務局長（鳥井基史）	書記（塩本 元）
--------------	----------

議事日程 第1号

別紙のとおり

平成27年3月土庄町議会定例会
議事日程（第1号）

（平成27年3月4日招集）

平成27年3月4日（水曜日）午前9時30分 開議

日 程

- 第 1 会議録署名議員の指名について
- 第 2 会期の決定について
- 第 3 閉会中の継続調査結果報告（総務建設常任委員会、教育民生常任委員会、水道事業特別委員会、観光振興特別委員会）
- 第 4 平成27年度施政方針大綱について
- 第 5 議案第 1号 平成26年度土庄町一般会計補正予算（第6号）
- 第 6 議案第 2号 平成26年度土庄町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）
- 第 7 議案第 3号 平成26年度土庄町介護保険事業特別会計補正予算（第5号）
- 第 8 議案第 4号 平成26年度土庄町福祉サービス事業特別会計補正予算（第2号）
- 第 9 議案第 5号 平成26年度土庄町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）
- 第10 議案第 6号 平成26年度土庄町水道事業会計補正予算（第2号）
- 第11 議案第 7号 平成26年度土庄町病院事業会計補正予算（第3号）
- 第12 議案第 8号 平成27年度土庄町一般会計予算
- 第13 議案第 9号 平成27年度土庄町簡易水道事業特別会計予算
- 第14 議案第10号 平成27年度土庄町国民健康保険事業特別会計予算
- 第15 議案第11号 平成27年度土庄町港湾整備事業特別会計予算
- 第16 議案第12号 平成27年度土庄町宅地造成事業特別会計予算
- 第17 議案第13号 平成27年度土庄町大鐔財産区事業特別会計予算
- 第18 議案第14号 平成27年度土庄町農業集落排水事業特別会計予算
- 第19 議案第15号 平成27年度土庄町介護保険事業特別会計予算
- 第20 議案第16号 平成27年度土庄町福祉サービス事業特別会計予算
- 第21 議案第17号 平成27年度土庄町後期高齢者医療事業特別会計予算
- 第22 議案第18号 平成27年度土庄町水道事業会計予算
- 第23 議案第19号 平成27年度土庄町病院事業会計予算
- 第24 議案第20号 土庄町電動レンタサイクルの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 第25 議案第21号 土庄町島ぐらし体験の家の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 第26 議案第22号 土庄町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
- 第27 議案第23号 土庄町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
- 第28 議案第24号 土庄町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 第29 議案第25号 土庄町長及び副町長の給与支給条例の一部を改正する条例
- 第30 議案第26号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

- 第 3 1 議案第 2 7 号 土庄町立学校の再編に伴う関係条例の整理に関する条例
- 第 3 2 議案第 2 8 号 子ども・子育て支援法等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例
- 第 3 3 議案第 2 9 号 土庄町立幼稚園一時預かり事業保育料徴収条例
- 第 3 4 議案第 3 0 号 土庄町公民館設置条例及び土庄町高見山公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 第 3 5 議案第 3 1 号 土庄町福祉バスの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 第 3 6 議案第 3 2 号 土庄町子どもに対する医療費助成条例の一部を改正する条例
- 第 3 7 議案第 3 3 号 土庄町ひとり親家庭等医療費支給に関する条例の一部を改正する条例
- 第 3 8 議案第 3 4 号 土庄町すこやかエンゼル祝金等条例の一部を改正する条例
- 第 3 9 議案第 3 5 号 土庄町重度心身障害者等医療費支給に関する条例の一部を改正する条例
- 第 4 0 議案第 3 6 号 土庄町介護保険条例の一部を改正する条例
- 第 4 1 議案第 3 7 号 土庄町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例
- 第 4 2 議案第 3 8 号 土庄町農業担い手研修センター設置に関する条例の一部を改正する条例
- 第 4 3 議案第 3 9 号 土庄町営住宅管理条例の一部を改正する条例
- 第 4 4 議案第 4 0 号 土庄町企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第 1 0 条第 1 項の規定に基づく準則を定める条例
- 第 4 5 議案第 4 1 号 土庄町教育長の勤務時間その他勤務条件に関する条例
- 第 4 6 議案第 4 2 号 土庄町教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例
- 第 4 7 議案第 4 3 号 土庄町し尿処理場の設置に関する条例
- 第 4 8 議案第 4 4 号 新たに生じた土地の確認及び字の区域の変更（編入）について
- 第 4 9 議案第 4 5 号 土庄町道路線の廃止について
- 第 5 0 議案第 4 6 号 土庄町道路線の認定について
- 第 5 1 議案第 4 7 号 香川県広域水道事業体設立準備協議会の設置について
- 第 5 2 議案第 4 8 号 小豆医療組合規約の全部を変更する規約について
- 第 5 3 議案第 4 9 号 香川県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び香川県市町総合事務組合規約の一部変更について（土庄町）
- 第 5 4 議案第 5 0 号 香川県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少に伴う財産処分について（土庄町）
- 第 5 5 議案第 5 1 号 香川県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び香川県市町総合事務組合規約の一部変更について（大鐸財産区）
- 第 5 6 議案第 5 2 号 香川県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少に伴う財産処分について（大鐸財産区）
- 第 5 7 同意第 1 号 土庄町教育委員会委員の任命について
- 第 5 8 諮問第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦について

開会、開議

○議長（川本貴也君）

ただ今、議会運営委員長から報告のありましたとおり、本定例会は、本日から3月16日までの13日間を予定しております。運営等につきましては、スムーズに審議ができますようご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

ただ今の出席議員は13名であります。定足数に達しておりますので、これより平成27年3月土庄町議会定例会を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布いたしましたとおりであります。

諸般の報告

○議長（川本貴也君）

日程に入る前に諸般の報告をいたします。

監査委員より監査の報告を受けております。

お手元に、報告の写しを印刷配布いたしておりますので、朗読は省略いたします。

会議録署名議員の指名

○議長（川本貴也君）

これより、本日の日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、議長において3番 山田建之君、4番 山崎勝義君を指名いたします。

会期の決定

○議長（川本貴也君）

日程第2、会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、3月4日から3月16日までの13日間にいたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 (川本貴也君)

ご異議なしと認めます。

よって、会期は、本日から3月16日までの13日間と決しました。

閉会中の継続調査結果報告

○議長 (川本貴也君)

日程第3、閉会中の継続調査結果報告を議題といたします。

本件に関し、各委員長の報告を求めます。

○議長 (川本貴也君)

総務建設常任委員長 山崎勝義君。

○総務建設常任委員長 (山崎勝義君)

おはようございます。

閉会中に総務建設常任委員会を3回開催いたしましたので、その内容について、順次報告申し上げます。

12月24日、継続審議となっております県内水道事業広域化について、その後の進捗を含め説明を求めました。

水道課。土庄町の水道事業の将来に関わる重要な案件であるため、上水道事業の現況と課題分析について説明を求めました。

土庄町の家庭用水道料金は、直島町を除く8市8町のなかでは4番目に高い。1番が小豆島町、2番琴平町、3番三豊市、4番土庄町の順です。浄水施設の現状は、北山浄水場以外はすでに法定耐用年数を経過している。配水池は31あるが、そのうち7つの配水池については建設年度が不明である。水道管路施設について、延長168kmのうち耐用年数を経過したものは約100kmあり、石綿管は約8kmで、ほとんどが基幹配水管のため更新と併せて耐震化を進める必要がある。

以上により更新事業費の算出結果では、約133億円、給水収益の30.7倍にあたる費用となる。町が単独経営を続けた場合、平成38年度の1か月家事用口径13mmで20m³使用の水道料金は11,049円、平成55年度には15,658円となる試算結果でありました。これに対し町が広域化に参画した場合は、同じ使用量における平成37年度の水道料金は8,070円である。以上の結果から、執行部は将来の水道料金を抑制するためには広域化に参画しなければならないとの意見でありました。

これらを踏まえ、広域水道事業体設立準備協議会への参画の可否について、委員会で審議しました。委員から、広域化して10年後に統一経理となり高松市に合わせた場合に水道料金が下がる試算だが、その何年後かに上がることはないのかの質問に、企業団の統一料金となった後にも施設の更新事業費等がかかり、経営状況に見合った料金を企業団が算定することとなり、参加団体から議員を選出した企業団議会においてチェックしていくと回答がありました。また、企業団への職員派遣や処遇、運営の責任所在についての質問に対し、設立時は町からの出向であるが、その後に企業団職員へと移行していくこと、企業団に設置者を置き運営すること、企業団議会に構成町から議員を選出することなど回答がありました。さらに、広域化への参加自治体について、現時点で坂出市と善通寺市の平成27年度の参加見送り、まんのう町は不透明な状態である中、全市町が参画しなくても企業団の設立ができるのか、全国初の試みであり不参加の自治体がある前提の試算も必要でないのかの質問に、執行部から参画の意思のある市町だけで設立する考えであり、参画の意思回答期限は12月24日であるということでした。

委員会としては、一部反対意見がありましたが、町の意向は一応参画する方向とするが、継続して3月議会まで協議を続けることと決定しました。

1月20日、エンジェルロード進入口の通行について、所有者から平成26年12月24日付けで契約更新しない旨の通知書が町長宛に提出された件について、担当課より説明を求めました。

総務課。通知書の内容は、(株)小豆島国際ホテル所有の土地(エンジェルロード進入口の84.90㎡)の町への貸付けと、王子前漁港護岸敷の水叩き部407.77㎡を占有する契約が本年3月31日で終了するが、更新する意思はないというものでした。理由として、国際ホテルの税情報が漏えいしたことにより町への信頼を失ったこと、それにより町に協力する意思はないと言われております。総務課長、農林水産課長よりこれまでの経過を詳細に説明していただき、また副町長はじめ執行部が国際ホテルと面談した報告もしていただきました。

執行部は、現在の進入口を通行するのが一番いいが、解決に向けた町の方針は検討中であると回答がありましたが、委員からは、観光客に迷惑がかからないようにすぐにでも対応を検討し、誠心誠意理解してもらえるように提案を持っていくべきではないか、町の対応がいい加減すぎる、真摯に取り組む姿勢が欠如している、と指摘しました。

今回の件は、国際ホテルとしても通行させないことが目的ではなく、委員の指摘にあったように町が誠心誠意話し合いをして、4月には通行できるように解決していただきたいと意見しました。

2月13日、継続審議となっているエンジェルロード進入口の通行についてと県内水道事業の広域化について、その後の進捗を含め説明を求めました。

総務課。前回1月20日の委員会後、(株)小豆島国際ホテルに出向き協議した結果の報告がありました。執行部は、税情報の漏えいについては早期解決を願い捜査に全面協力していること、入湯税調査については3月末までに結論を出すことは厳しい状況であるが、最重要課題として取り組んでいることを伝え、引き続き通行できるようにお願いしたということです。その際、町の観光行政にご配慮いただいた返事として、町の観光面でのマイナスも憂慮していただき、町の結論が出るまでは通行止めの措置について行う考えはないと受け止めているそうです。

委員から、エンジェルロードを今後も町の観光資源として活用するのなら通行路を町が所有するべきであり、それを検討しているのかの質問に、執行部は、現在の通行路が最善であり確保することが必要であるが、現在の状況では購入の話はできないとの回答でした。

次に、税情報漏えい調査委員会の中間提言について報告がありました。その趣旨は、「再発防止策を講じることが喫緊の課題であり、費用を要するため、できるところから随時実施していただきたい」、「関係者4名の事情聴取については供述を覆す材料も見当たらず、警察の捜査の進展を待つべきものとする」というものでありました。

委員から、今回の問題と提言の再発防止策はずれており、原因と結果が一致していない、提言されている対策では防げない、多額の予算を再発防止策に充てるのは納得できない、と意見がありました。さらに、調査委員会は資料を庁外に持ち出したことについて調査していないのではないのか、次回の委員会に調査委員会委員の出席を求め調査内容の報告をしてもらいたいと意見がありました。

次に、合併60周年記念事業についての概要と予算について説明を受けました。事業費は1687万2千円、記念事業策定委員会を立ち上げ検討することとし、事業案として①記念誌の作成（戦争体験記）、②記念式典、③友好都市提携（長崎県雲仙市との交流）、④タイムカプセルの開封、⑤オペラコンサート、⑥NHK公開番組、⑥太鼓台まつりが挙げられています。委員から、50周年記念の際の事業費、太鼓台まつりの費用について質問があり、50周年記念事業の総額は約2400万円、太鼓まつりは約750万円とのことでした。

最後に、公共施設の屋根貸しによる太陽光発電設備設置事業について、町財産の有効活用と貸し出し収入が得られ新たな財源確保につながるため実施を考えているとのことでした。貸し出す公共施設は9施設、使用面積合計2,671㎡、

20年間の町の収入は予想発電量から1,336万5千円と太陽光パネル設置による固定資産税が797万3千円、合計2,133万8千円を予定しております。

委員から、町の負担はないのか、工事中は施設の使用に支障はないのかの質問に、執行部から町の負担なしに賃料や固定資産税が入ってくる、工事中でも施設使用に支障はないと回答がありました。別の委員から、既に事業者との話が進んでいるが、事前に議会に報告していただきたかったし、導入は慎重にすべきとの意見が出ました。さらに、協定書を交わすには議決が必要ではないのか、との質問には、行政財産の使用許可であるため議会の議決は不要であるとの回答でした。

水道課。継続審議となっている水道事業広域化について、香川県広域水道事業体設立準備協議会の設置についての香川県議会提出予定議案の内容説明がありました。

参画する自治体は坂出市、善通寺市、直島町を除く6市8町と香川県で、県議会の議決をいただく予定であります。規約では、目的、事務所（香川県庁内）、組織（会長に香川県知事、副会長に高松市長、委員に参画する首長の13名、職員は参画する団体から派遣、参画する市町の費用負担）の説明、協定書では、協議会設置後の3年以内を目途に広域水道事業体を設立する内容、などの説明を受けました。平成27年度の水道広域化推進事業に係る土庄町の負担額は97万8千円です。

委員から、以前、全市町の参画が広域化の前提だと聞いていたがそうではないのかとの質問に対し、執行部の回答は、県内1水道にすることを香川県は目指すが、全市町参画による広域化ではなく企業団設立後の参画の門戸を開いておくというものでした。さらに目的に掲げた合理化や効率化を図れば人員削減につながるのではないのかの質問に対し、現状の人員配置は維持されるとの回答がありました。以上で、閉会中に開催した当委員会の報告を終わります。

○議長（川本貴也君）

教育民生常任委員長 濱中幸三君。

○教育民生常任委員長（濱中幸三君）

おはようございます。

閉会中の教育民生常任委員会の調査事項について、その主なものを報告いたします。当委員会は、平成27年1月28日及び平成27年2月13日にそれぞれ午前9時30分から委員全員出席のもと土庄町役場委員会室で開催いたしました。

1月28日の委員会は、土庄中央病院・地域医療再生対策室から中央病院の小児科外来診療の閉科等についての報告、住民環境課から一般廃棄物処理施設整

備状況等についての報告、教育総務課から新しい子ども子育て支援制度について報告を受け、協議しました。

2月13日の委員会は、教育総務課から教育委員会制度の改正について、福祉課から障害福祉計画（第4期）、高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画（第6期）の進捗状況、小豆島中央病院建設事業の進捗状況等についての報告を受け、協議しました。

まず1月28日開催の委員会の概要を報告します。

土庄中央病院、地域医療再生対策室。奥村事務長から医師不足により3月以降は小児科を閉科し、病児・病後児保育も閉鎖する予定であり、そのために今後の小児医療、保健福祉行政の変更について住民説明を行っているとの説明がありました。これらの件に関して、委員から、病児・病後児保育は内海病院を利用することになるのか、学校医はどうなるのか等の質問がありました。執行部からは、病児・病後児保育は内海病院を利用することは可能。学校医は、小豆郡医師会の協力を得て、外園医院、みなと診療所に来年度も同様をお願いする等の説明がありました。

住民環境課。宮原課長から、灘山について松本建設との協議状況、香川県との協議状況、及び灘山での建設に向けての町の考え方について説明がありました。また、石床課長補佐から粗大ごみ収集の有料化、ごみ袋・臨時収集の料金改定予定等について説明がありました。これらの件に関して、委員から、松本建設との協議は3月26日に決まるのか、御影浄苑の操業延長について地元自治会との話はどうなっているか、小江の最終処分場はさらに延長することは難しい、新しい処分場はいつまでに決めなければならないのか等の質問がありました。執行部からは、松本建設との協議は3月26日に決まる。御影浄苑の操業延長については、5年間の延長で交渉を継続している。新しい処分場は27年度中に方針を決めなければならない等の説明がありました。

教育総務課。宮原課長より、27年度から保育所、幼稚園の区域が土庄町で一つになるので、幼稚園も保育所と同じように町内どこの園でも入園できるようになる。27年度から夏休み期間を1週間短縮し、2学期の始業を8月24日とすることが決まった等の報告がありました。これらの件に関して、委員から、豊島は夏休みの短縮を1年遅らせるのか等の質問がありました。執行部からは、豊島での実施は未定であるとの説明がありました。

次に2月13日開催の委員会の概要を報告します。

教育総務課。佐伯課長補佐から、教育委員会制度の改革、小学校再編、子ども子育て支援法の施行に伴う条例改正予定について説明がありました。これらの件に関して、委員から、現在の教育長の任期中は経過措置で現行制度のまま

ということだが、教育委員についても同じか。新たに設置する総合教育会議の委員は、現在の教育委員となるのか。廃校となった小学校校舎の跡地利用についての協議はどうなっているか等の質問がありました。執行部からは、現在の教育長、教育委員の任期中は現行制度のままである。跡地利用の所管は総務課であるが、跡地利用について要望が来ている地域もある等の説明がありました。

福祉課。石川係長から、平成 27 年度から始まる高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画（第 6 期）の素案について、介護サービス事業所の新規開設に伴う受給者数の増加、現行の要支援者の予防給付を市町村独自の地域支援事業で実施すること、現行の月額保険料基準額が 600 円の値上げとなり 5,300 円になること等の説明がありました。この件に関して、委員から、土庄町の月額保険料基準額は全国推計値に比べるとどうなるのか、また保険料の改定について介護保険運営審議会での議論はどうだったのか等の質問がありました。執行部からは、土庄町の保険料は介護施設の増加もあったが、全国平均値より少し安いことになっている。介護保険運営審議会においては、施設整備計画の見込みについて説明し、了解をいただいている等の説明がありました。

次に三枝係長から、27 年度から始まる障害福祉計画（第 4 期）素案について、この計画は障害者総合支援法に基づき策定するもので、障害福祉サービス、地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画となる。施設入所者の地域生活への移行、障害者の福祉サービス等を進めるものであり、障害福祉計画策定委員会、小豆圏域自立支援協議会の協議を経て作成されたものである等の説明がありました。この件に関して、委員から、今回の計画で数値目標を設定しているが達成できなくても罰則などはないのか等の質問がありました。執行部からは、計画期間後期には、地域の受け皿としてグループホームの整備を見込んでいるので、目標達成に向け計画を推進していきたい、また達成できなくても罰則はない等の説明がありました。

次に川田課長から、小豆島中央病院建設事業の進捗状況についての説明がありました。小豆島中央病院は、地方公営企業法全部適用の一部事務組合として運営し、常勤の企業長を置く。それに伴う規約の改正を順次行っていく。建築事業の 3 月末の出来高予定は 20%で、残りは 27 年度に繰り越しとなる。平成 27 年 4 月には、3 名の医師による寄附講座が内海病院で先行して開設できる見込みである等の説明がありました。

これらの件に関して、委員から、企業長は佐藤管理者になる可能性が高いのか。経費の負担割合が、均等割 20%・人口割 80%となっているが、均等割は弱いところに多くの負担を求めることになる。病院は小豆島町に置くのであるから小豆島町がより多く負担すべきで、少なくとも人口割にすべきである。医師

住宅の建設はどうなっているか等の意見や質問がありました。執行部からは、企業長は佐藤医師。開院までには費用負担の見直しも行われる予定である。医師住宅は民間住宅を借り上げる方向で検討している等の説明がありました。

最後に、執行部から土庄中央病院の小児科の閉科に伴う地区説明会の意見等の中間報告を聞いた後、教育民生常任委員会を閉会としました。以上で報告を終わります。

○議長（川本貴也君）

水道事業特別委員長 佐々木邦久君。

○水道事業特別委員長（佐々木邦久君）

閉会中に開催した水道事業特別委員会の概要についてご報告いたします。肥土山浄水場更新工事事業が中断している状況について、これまでの審議経過と今後どのように事業を進めていくかについて協議しました。

昨年の8月25日開催の当委員会において、肥土山浄水場更新工事における官製談合の疑いが業者より寄せられた件を発端に、本日まで計7回、委員会を開催し審議を行ってまいりました。この間、問題解決に向けて参考人からの意見聴取を4回、調査に関する発議、いわゆる100条調査委員会の設置でございますが、を本会議に上程しましたが、意見聴取については参考人である井口電気工事(株)井口社長の欠席が続き、また、発議については12月議会で否決となりました。いまだ方向性が見えていない状況であります。

このような状況下において肥土山浄水場更新工事の入札を実施してよいのか、町民に対して適正な入札が行われるためにどのように進めていくべきか、執行部が継続事業として入札の実施に向けた正当な理由はどのようなものなのか、入札の遅れによる完成見込みの変更などについて各委員及び執行部から意見をいただきました。

まずは、欠席を続ける参考人の井口電気工事(株)井口社長から事情聴取したうえで疑惑を明らかにし、結論づけるのが議会の仕事であります。この件は委員会を超えて議会の全員協議会において意見をいただいたのち、継続審議として引き続き審議することとなりました。この委員会は2月16日に実施しました。また、閉会中の水道事業特別委員会で調査・検討したことについて、概略的でございますが、説明させていただきました。以上です。

○議長（川本貴也君）

観光振興特別委員長 井上正清君。

○観光振興特別委員長（井上正清君）

おはようございます。2月16日に、観光振興特別委員会を開催いたしましたので、報告いたします。

商工観光課から、瀬戸内国際芸術祭2013の総括報告と、次回2016についての説明を受けました。

まず、2010年の第1回目は海の日から約100日間続けての開催でしたが、会場や交通機関が混雑し、また日本の四季を楽しんでいただくという趣旨により、2013年は春分の日を皮切りに春・夏・秋の3会期に分けて実施された。会場は、12の島と高松港、宇野港周辺。テーマは「海の復権」。会期終了後も多くの作品の展示が継続されている。豊島にも同様に恒久作品が多く、継続公開されている。来場者数は、前回と比べ14%増の約107万人、小豆島は約19万人、豊島は約13万人であった。経済波及効果は約132億円であった。小豆島での宿泊客数は対前年比で30%増加し、大きな効果があった。来場者数の傾向として、小豆島、豊島ともに春から秋にかけて、だんだん増えていった。以上が総括です。

続いて、次回の2016年は、総会で発表された実施計画概要では、開催期間は3月20日（春分の日）から11月6日までの計108日間、会期を春・夏・秋の3シーズンに分けアートプロジェクトやイベントを展開する。会場と主催は前回と同様で瀬戸内国際芸術祭実行委員会、会長は香川県知事、アートディレクターは北川フラム氏。テーマも同様である。

大きな要素として、県内や他地域との連携、食に関するプロジェクト、地球規模の交流につなげる国際化が挙げられている。中でも、特に「食」に力を注ぐ。地元にとっては地域の活性化と瀬戸芸に参加するきっかけになり、観光客にとっては島を訪れるきっかけと郷土料理に触れることができるプロジェクトとして期待される。

アートプロジェクトは、過去2回の実績を踏まえ、地域にあるものを活かし、その地域の特徴や既存の行事等との連携を強めるなどの更なる展開を図る。具体的に、豊島の展開方針は、「豊かな資源を活かしたプログラムの展開と深化」であり、作品展開は3つの柱がある。1つ目は、壇山の活用として豊島観光協会がマップを作成中。登り口に大型オブジェの制作・展示を計画。2つ目は、家浦から甲生に向かう道中の旧針工場を活用して大竹伸郎さんによる船をモチーフにしたギャラリープロジェクトの開設。3つ目は、マサチューセッツ工科大助教授スプツニ子さんの空き家を活用した作品、ヴェネチア・ビエンナーレでベネッセ賞を受賞したアンリ・サラさんの音と映像の作品などが予定されている。小豆島の展開方針は「エリアごとの特徴的な作品展開とアジア地域文化交流」である。土庄港周辺では、まちの特色を活用した作品展開を図る。肥土山、中山地区では農村歌舞伎等を活用したイベントの展開を予定。前回の地元住民中

心のわらアートの制作やオープニングセレモニーと同様の展開を予定。

今後のスケジュールは、作品公募や招聘アーティスト作品の検討、県においてキックオフイベントによる第一次発表を行い、10～12月に東京と大阪で企画発表会を予定している。以上の説明がありました。

各委員より、2016年の内容は前回と同じようなものになるのか、前回の反省として臨時バスの運行について交通事業者等を含めて協議する機会があったのか、作品設置場所周辺住民の協力体制等の具体例で把握しているものがあるか、今回は町から実行委員会への負担金はさらに上積みしていくのか、また、作品が決まってディレクターとの話の中で、追加で必要になる可能性もあるのかとの質問に対しまして、執行部より、基本的には前回と大差ない、豊島内の交通について先日小豆島交通から次回運行についての打診があった、ピーク時には前回の輸送量では足りない。小豆島内でも同様の状況。実行委員会への負担金については、26年度予算では100万円、27・28年度でそれぞれ700万円を見込んでいる。周辺住民の協力については、肥土山の猪鹿垣作品は、地元の方が草刈りや掃除などに非常に協力してくれた。中山の竹の家の作品も、肥土山や中山の方が竹の切り出し等に協力したと聞いている。迷路のまちの作品についても、民家が密集している所に多くの観光客が来られるので、苦情があるのではと心配していたが、それもなく、作品が好意的に受け入れられたとの回答がありました。委員より、迷路のまちの作品周辺は公衆トイレがあまりないので、西光寺のトイレが役立ったと思う。直島では、トイレを提供する家に旗を掲げているなど観光客にも分かりやすくなっている。迷路のまちの笠井邸跡に公衆トイレを整備することも検討していただきたいとの要望や、トイレトペーパーの提供と、トイレの清掃を町が行う条件でトイレ使用の協力をお願いしていたとの執行部からの報告もありました。委員より、「太陽の贈り物」の作家は有名な方なので、その評価も含めて宣伝や活用方法を考えているのかの質問に対し、海を背景に設置しており、写真映りはいい作品だと思うので、どのように活かせるか考えているとの回答でした。さらに委員より、年々新しいものができるとか、以前からある作品でも少し変えるなど、民間資金も含めて、有効活用を考える必要がある、過去の経験を活かして、充実した芸術祭になるよう、町にも頑張っていたいただきたい等々の意見がありました。

以上で観光振興特別委員会で協議したことについて、概略的に説明させていただきました。終わります。

○議長（川本貴也君）

これをもって各委員長の報告を終わります。

委員長報告に対する質疑

○議長（川本貴也君）

これより、総務建設常任委員長の報告について質疑を行います。
質疑のある方は、ご発言願います。

（発言者なし）

○議長（川本貴也君）

ないようでございますので、総務建設常任委員長の報告についての質疑は、これをもって終了いたします。

○議長（川本貴也君）

教育民生常任委員長の報告について質疑を行います。
質疑のある方は、ご発言願います。

（発言者なし）

○議長（川本貴也君）

ないようでございますので、教育民生常任委員長の報告についての質疑は、これをもって終了いたします。

○議長（川本貴也君）

水道事業特別委員長の報告について質疑を行います。
質疑のある方は、ご発言願います。

（発言者なし）

○議長（川本貴也君）

ないようでございますので、水道事業特別委員長の報告についての質疑は、これをもって終了いたします。

○議長（川本貴也君）

観光振興特別委員長の報告について質疑を行います。
質疑のある方は、ご発言願います。

（発言者なし）

○議長（川本貴也君）

ないようでございますので、観光振興特別委員長の報告についての質疑は、これをもって終了いたします。

施政方針大綱の説明

○議長（川本貴也君）

日程第4、町長より平成27年度施政方針大綱について説明を求めます。

○議長（川本貴也君）

三枝町長。

○町長（三枝邦彦君）

それでは、平成27年度施政方針大綱を申し述べさせていただきたいと思えます。本日、平成27年3月土庄町議会定例会において、平成27年度の予算案をはじめ、各議案のご審議に際し、私の町政運営に関する基本的な考え方と新年度施策の大綱について申し述べ、議員各位並びに町民の皆様の深いご理解とご協力を賜りたいと存じます。

昨年1月の町長就任から丸1年が経過し、この間町政運営に全力を注ぎ、取り組んでまいった次第ではありますが、毎日が多種多様の業務の連続で、時間の経過がとても早く感じられた1年でありました。町政は、合併60周年を迎える節目の年にあたりますが、さまざまな課題を抱える現状にあり、課題の解決に向け、町のさらなる発展のために全身全霊で取り組んでまいる決意であります。

さて、昨年のわが国の政治経済の動向を振り返りますと、安倍内閣の経済財政対策により緩やかな景気の回復基調が見られるものの、消費税率引き上げにともなう影響などにより個人消費の弱さがみられ、とりわけ地方においては、景気回復の実感がいまだに感じられていないのが現状であります。今後、国を挙げた景気回復への取り組みを地域経済の動向の中で注視してまいる所存であります。

一方、史上類をみないスピードで進行する人口減少・超高齢化社会に対し、政府は、昨年12月に日本の人口の現状と将来の姿を示し、今後目指すべき将来の方向を示す「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」とともに、この実現に向け、今後5か年の目標や施策の基本的な方向を示した「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を取りまとめました。手法として国と地方が一体となり、中長期的視点に立って取り組むこととしていることから、各自治体自らも人口の現状分析と将来展望をふまえ、具体的な施策に取り組むために地方人口ビジョン及び地方版総合戦略を策定することとなっております。

これとあわせ、国においては経済の好循環を確かなものとし、地方に経済成長の成果が広く行き渡ることを目的に、「地方への好循環拡大に向けた緊急経済対策」を取りまとめています。

土庄町としましても、こうした国の動きにあわせて人口減少対策、町の創生に向けたさまざまな施策に積極的に取り組み、本年度は、人であれば還暦にあたる合併60周年の節目の年でもあり、心を新たに創生に向けた取り組みの第一

歩として、記念式典や記念イベントを行い、また、観光振興、移住施策、教育・福祉施策等を展開してまいりたいと考えております。

それではまず、平成 27 年度当初予算の規模について申し上げます。一般会計の総額は、80 億 3,700 万円で前年度比 4 億 7,600 万円、5.6%の減となっております。9 つの特別会計の総額は、49 億 2,617 万 6 千円で、前年度比 5 億 779 万 4 千円、11.5%の増、2 つの企業会計の総額は 30 億 3,964 万 5 千円で、前年度比 2 億 3,463 万 7 千円、7.2%の減となっております。

次に、一般会計の歳入につきまして主な内容を申し上げます。

町税は、2.4%の減になっており、地方譲与税は、6.8%の減、地方消費税等の地方交付金は、消費税増税分が通年換算されることから 44.8%の増、地方交付税は、0.8%の減となっております。国庫支出金は、土庄小学校建設事業の完了などにともない、46.8%の減、県支出金は、港整備交付金事業などにより、6.8%の増加となっております。町債につきましては、小豆島中央病院建設事業などにともない、6.9%の増加となっております。

続きまして、平成 27 年度における主な施策について、土庄町総合計画の 5 つの基本目標に沿って、ご説明を申し上げます。なお、国の緊急経済対策により、平成 26 年度の補正予算に計上したものも含まれておりますので、ご了承願いたいと思います。

第 1 に「住んでよく、訪れてよかったと思えるまちづくり」について申し上げます。

先ほども述べましたが、本年度は、合併 60 周年の節目の年にあたります。このため、60 周年記念事業として、記念式典及び記念イベントを予定しております。この 60 周年記念事業を通して地域の結び付きを再確認し、郷土の誇りと愛着を醸成していただき、町を挙げて祝賀するとともに、将来に向かって心を新たにさせていただく契機を提供していきたいと考えております。

また、来年の平成 28 年 3 月 20 日からは、今回で 3 回目を迎える、瀬戸内国際芸術祭 2016 が始まります。季節ごとに分かれ、のべ 108 日間にわたり開催される予定となっており、今回のテーマは、「連携」「食」「国際化」であります。このテーマに沿って自然、民俗的資源、島の生活や歴史を活かしたアートプロジェクト・イベントなどの展開に積極的に取り組んでまいります。今回も新たに町内にアート作品の制作やイベントなどを予定しており、町としましても実行委員会に参画するほか、地元をはじめ関係の方々と連携しつつ、既存作品の活用とあわせ、より多くの観光客の誘致、町の PR、地域の活性化を目指し、交通手段の確保や案内所の運営、外国人観光客の受け入れ対応なども行ってまいります。

訪れる観光客の誘致だけでなく、移住・定住人口の獲得にも取り組んでまいります。わが町の今後の人口減少率は、県内市町と比較しても顕著であり、人口減少対策に早急に取り組む必要があります。小豆島への移住の相談は、年間数多くの問い合わせがありますが、実際に移住するまでのハードルは、経済的なもの、移住後の生活不安などを含めて高いと言わざるをえません。そのハードルを下げる取り組みとしまして、現在、移住された方には、移住にかかる費用を軽減するための支度金を補助していますが、それに加えて、空き家バンク制度に登録された住宅を活用するため、空き家の改修にかかる費用を補助する制度を新たに実施し、空き家物件の質の確保や移住後の改修費用の負担の軽減を図ってまいります。

移住を考える方々への導入策として、移住後の日常生活不安の解消も大きな役割をもっております。そのため、新たに旧法務局官舎跡を短期の移住生活体験ができるよう施設を整備し、常時2世帯が島ぐらし体験生活のできる環境整備を行います。短期の移住生活体験を可能にすることで、移住希望者の利便性の向上や移住前後の意識ギャップ問題の解消を図り、移住希望者の増加、交流人口の拡大を目指してまいります。

また、国の制度を活用し、地域おこし協力隊員の2名募集を予定しており、協力隊員の知識や経験を活かして観光振興や移住交流活動の業務に従事していただくよう所要の措置を講じてまいります。

さらに、島原の乱後に小豆島から島原半島南部へ移住したゆかりのある長崎県雲仙市との交流事業をさらに深めていきたいと考えております。

次に、地域経済の活性化対策として、国の地域消費喚起・生活支援型の交付金を活用することにより、商工会と連携してプレミアムを付加した商品券を発行し、町内の個人消費の拡大を図ってまいります。

雇用対策として、緊急雇用創出基金事業を活用しまして、介護現場や障害者福祉施設での生活支援員などの人材の育成、確保のため、施設での雇用に対し支援を行ってまいります。

環境対策への取り組みとしまして、瀬戸内海の海底堆積ごみが、漁業や生態系にも悪影響を及ぼし深刻な環境問題になっていることから、国の制度を活用した海底堆積ごみ回収事業を実施します。また、再生可能エネルギーの利用促進のため、家庭用太陽光発電設備設置に対する助成を引き続き実施いたします。

農業の面では、近年、イノシシ、シカ、サルなどの有害鳥獣が頻繁に出没し、農作物の被害報告や住宅地付近での目撃件数が増加しており、町としましても被害防止対策にさらなる対応が必要であると認識しております。地元自治会や小豆地区猟友会との協力体制の強化を図り、被害の軽減に取り組んでまいりま

す。本年度、地元自治会や耕作者による協議会との連携の中でワイヤーメッシュ柵の設置については、大部地区及び四海地区において継続実施し、電気柵についても四海長浜地区の一部に設置すべく支援してまいります。

また、地産地消の促進の一環として、生産者をはじめ関係者との連携強化に一層努めるとともに、青年の就農意欲の喚起と就農後の定着を図るための支援を目的とした青年就農給付金事業を引き続き行いまして、農業の担い手の確保、後継者の育成を図る一方、ゴマに着目し、新たな地域産品として育成すべく検討・試行を進めていきたいと考えております。

第2に「誰もが安全で安心して暮らせるまちづくり」について申し上げます。

消防・救急体制の整備としまして、現在、消防救急デジタル無線システムの整備、消防庁舎の建替えを実施しておりますが、消防団組織の充実強化もあわせて行ってまいります。まず、消防団車両に搭載される無線機及び携帯式の無線機をデジタル方式へと更新を行い、消防署と各分団屯所をつなぐサイレン吹鳴設備も消防庁舎の建替えにあわせ更新を予定しております。その他、消防団本部の指揮車につきまして、新たに配備を行うとともに、老朽化対応が必要な可搬ポンプの更新も順次行ってまいります。

公共施設の耐震化対策としまして、土庄中学校及び豊島小学校の屋内運動場の吊り天井の撤去及び非構造物の耐震化工事を実施しまして、児童生徒の安全確保とともに災害時の避難所としての機能確保を図ってまいります。

また、既存の道路、橋りょう、ポンプ場などの社会基盤施設は、経年による老朽化が進んでおり、この対策としましての更新及び修繕費用が今後、集中的に増大する見込みであり、町の大きな課題の1つとなっております。これに対応するため、長寿命化修繕計画を策定して計画的な点検及び修繕を行い、コストの縮減とともに施設の長寿命化に取り組んでまいります。

災害防止のための大谷ポンプ場の新設工事、東内浜地区の急傾斜崩壊防止工事及び5つの河川の自然災害防止事業を実施しまして被害の軽減を図るとともに、港湾、漁港の整備として、馬越港、田井漁港にかかる港整備交付金事業を引き続き実施し、港湾、漁港機能の向上を図ります。

水道事業においては、計画的な老朽管の布設替えや浄水場施設の修繕を図り、安全安心な水を安定供給できる体制づくりを行ってまいるとともに、肥土山浄水場については、供用開始に向け鋭意努力してまいります。現在、豊島には家浦・唐櫃簡易水道と甲生簡易水道の2つがありますが、この2つの簡易水道の統合事業を27・28年度の2ヶ年で実施することといたしております。

第3に「子育てしやすく、賑わいのあるまちづくり」について申し上げます。

教育環境の充実であります。4月1日から新設土庄小学校が開校し、耐震化

された安全で設備の整った教育環境の中で、町の将来を担う児童たちを中心に、より充実した教育活動を展開していただくこととなります。わが町の学校再編上の 1 つの節目と考えておりますが、なお一層気を引き締め、豊島小学校と中学校との併設に向け、校舎の耐震化及び改修工事に取り組んでまいります。

特別支援教育につきましては、該当する児童生徒の増加傾向にともない、5 歳児健診の実施や健診・相談業務の充実を図るとともに、児童生徒の基礎学力の定着を図るため、講師等の教員の増員を行います。

あわせて、地域の教育力の向上を図る学校支援ボランティア事業や児童の放課後の安心・安全な居場所づくりとしての放課後子ども教室事業にも引き続き取り組んでまいります。

スポーツの振興としまして、保護者から要望の寄せられていた県外大会への旅費への補助の拡充を図り、保護者の負担の軽減を図ってまいります。また、本町の児童生徒のスポーツ活動に対する意欲の増進と意識の高揚を図るため、新たにスポーツ振興奨励補助金制度を創設し、全国大会等のスポーツ大会に出場する個人や団体に対し奨励補助金を交付することといたします。

この他、老朽化が激しく利用に問題のありました高見山公園テニスコートの面の修繕を行い、利用者の利便性の向上を図ります。

地域文化の継承と振興は、私たちが次世代に伝える重要な贈り物の 1 つでございます。郷土の歴史資源である文化財の価値を見直し、町民の郷土に対する理解と関心を高め、歴史や文化にふれる機会を増やすため、町指定文化財資料冊子の改訂を予定しております。また、小豆島農村歌舞伎が国において「記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財」に選択される可能性が高まっており、町としましても選択化を積極的に後押ししてまいります。さらに、今秋に「小豆島で巨木を語ろう全国フォーラム」が開催されることとなっております。これにあわせ、国の指定特別天然記念物であり、日本最大の巨木で、樹齢 1,500 年以上といわれる宝生院のシンパクの一層の PR を図ってまいり所存でございます。

子育て環境の充実としまして、現在実施している第 3 子以降に祝金を支給するエンゼル祝金制度を第 4 子以降分について拡充を図ってまいります。子育て世代の経済的負担を軽減するため、中学校卒業までの子どもを対象にした医療費を無料にする子ども医療費の助成を引き続き実施をしてまいります。

子育て支援センターでは、子育て親子の交流を促進する拠点として、地域の子育て支援機能の充実を図ります。

第 4 に「住み慣れた地域で豊かに暮らせるまちづくり」について申し上げます。

土庄町の医療体制につきましては、人口減少や地方における医師不足という厳しい環境の中、小豆医療圏において第2次救急体制を継続的に確保すべく、土庄中央及び内海両病院が合流する形で小豆島中央病院の整備を進めております。2つの公立病院体制の最終年度となる本年度は、小豆医療組合との共同の中で、建設事業の推進と並行しつつ、新病院従事予定者の業務遂行シミュレーションや合同トレーニング、機器の整備とシステムづくりなど、運用面・ソフト面を中心に、来春の新病院スタートに向けた取り組みを鋭意進めてまいります。

しかしながら、医療体制移行期特有の困難な課題がさまざまに現出しており、中央病院の現状についての説明会で各地区を回らせていただく中で、厳しい意見をいただいております。地域医療の現状が大変厳しいものであることを強く認識いたしております。

とりわけ、土庄中央病院及び合流後の小豆島中央病院が経営の健全性を保ち、地域社会の中で所要の役割を果たすためにも、医師や看護師等、医療に携わる人材の確保が重要と考えており、香川県や関係の大学、医師会、小豆島町等の関係機関との連携強化に一層努めるとともに、小豆医療組合と共同し、小豆島町と協調しつつ、地域医療の立て直しに強い覚悟をもって努力を傾注してまいります。議員各位、町民皆様のご理解とご助力をぜひともお願いをいたしたいと考えております。

保健衛生施策につきましては、乳幼児健診や妊婦健診等の母子保健、各種の予防接種やがん検診等を実施し、乳幼児から高齢者まで幅広い世代にわたり、町民の健康保持、増進への取り組みを一層推進してまいります。

ひとり親家庭等医療費支給事業では、課税世帯の対象者に対する自己負担分を廃止し、経済的負担の軽減を図ります。

高齢者福祉の充実としまして、第6期高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画に沿って、すべての高齢者が可能な限り介護を必要とせず健康で元気に暮らすことができ、また、生活支援や介護、医療等が必要となったときに、地域で助け合いながら安心して暮らすことのできる、住まい、医療、介護、予防、生活支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の構築の実現に向けて取り組んでまいります。

介護保険につきましては、高齢者の増加や施設整備に伴うサービス量の増大などを要因とする介護給付費の大幅な増加などにより、本年度から29年度までの65歳以上の介護保険料を引き上げざるを得ないと考えております。町民の皆様には、負担増をお願いすることになりますが、適切なサービスの提供を維持するためにもご理解をお願い申し上げます。適切なサービスの提供を維持するためにもご理解をお願い申し上げます。

障害者福祉の充実につきましては、第4期障害福祉計画に沿って、入所施設

における集団的生活から、障害者の状態やニーズに合わせた支援を充実させ、障害者の希望と自己選択に基づいた地域生活への移行を促進することを目指してまいります。

公共交通の確保につきましては、瀬戸内国際芸術祭の開催、小豆島中央病院の開設及び新統合高校の開校に伴い、公共交通利用者の流れが大きく変わることが想定されるため、路線バス等の運行体系を抜本的に見直す必要があります。小豆 2 町、有識者及び利用者で構成される小豆島地域公共交通協議会の場において見直しを図り、公共交通の維持確保に努めるとともに、利便性の向上を図ってまいります。

最後に「協働と連携により、自立するまちづくり」について申し上げたいと思います。

地域コミュニティ活動の推進としまして、60 周年記念事業をコミュニティ意識の高揚の契機としていただくとともに地域住民自らによる魅力あるまちづくりに向け、自治組織への支援と連携強化に引き続き取り組んでまいります。旧村単位での地域の特性や美点を生かした特色のある活動を促進する地域活性化支援事業を引き続き実施いたします。

情報化の推進としまして、平成 28 年 1 月から国の主導により社会保障・税番号制度、いわゆるマイナンバー制度の利用が開始されます。社会保障・行税番号制度に対応したシステム改修を進めるとともに、町民の皆様への周知を行い、個人情報保護に十分留意しながら、この制度の円滑な導入に町としましても所要の役割を果たしてまいります。

本町では、行財政改革大綱に基づき健全な行財政運営を目指し、取り組みを進めておりますが、民間委託の推進としまして、平成 26 年度から豊島・小豊島を除く全地区において、し尿収集の民間委託を実施いたしており、斎場の運営管理も一部を除き民間委託への移行を行っております。この他、事務事業の見直し、経費の節減意識の徹底、職員研修などにより職員の意識改革による職員の資質向上に取り組んでまいります。また、経年により老朽化している公共施設の維持管理が町財政運営上の課題となっております。公共施設等総合管理計画を国の財政措置の活用により策定しまして、総合的、長期的な視点の管理による更新・統廃合・長寿命化などを行い、財政負担の軽減・平準化を図ってまいります。

一方、歳入の確保としまして、ふるさと納税への取り組み強化を図ってまいります。近年のふるさと納税への関心の高まりや寄附金控除の引き上げが実施されることを踏まえ、寄附の手続き方法や返礼用の地場産品等を工夫し、単に寄附金収入の増加を目的とするのではなく、ふるさと納税を通じて町の PR 活動、

移住の推進、地場産品の PR 等による地域への活性化という効果にも着目した運用を考えております。また、ごみの減量、リサイクルの推進、受益者負担の公平性を図るため、粗大ごみ収集の有料化を実施いたします。

ここまで、町政運営の基本的な考え方と施策の一端を申し述べたところでございますが、人口減少、少子高齢化の進むこれからのわが町のまちづくりは、地方創生の動きにあわせ、町自らが郷土の自然、歴史、文化や芸術などの地域資源を活かして新たな魅力を創出し、また、移住・交流人口促進につながる施策を推進していくことにより、住民が希望を持ち、住んでよく、訪れてよかつたと思えるまちづくり、誇りの持てるまちづくりを進めていくことと考えております。この実現を目指し鋭意取り組んでまいります。

以上、私の町政運営の基本姿勢と方針並びに本日提案いたしました平成 27 年度の予算案の大綱を申し上げます。議員各位の一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

休憩

○議長（川本貴也君）

暫時休憩いたします。

再開を 11 時 5 分からといたします。

休 憩 午前 10 時 47 分

再 開 午前 11 時 05 分

出席議員及び欠席議員

休憩前に同じ。

地方自治法第 121 条による出席者

休憩前に同じ。

議会事務局職員

休憩前に同じ。

再開

- 議長（川本貴也君）
再開いたします。

議案の上程、提案理由の説明（議案第 1 号～諮問第 1 号）

- 議長（川本貴也君）

この際、日程第 5、議案第 1 号 平成 26 年度土庄町一般会計補正予算（第 6 号）の件から日程第 58、諮問第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦についてまでを一括議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

- 議長（川本貴也君）

総務課長 中井俊博君。

- 総務課長（中井俊博君）

それでは、今期議会に提案しました平成 26 年度各会計補正予算、平成 27 年度各会計当初予算、条例議案等につきまして、お手元に配布しております議案書に基づきまして、順次ご説明をさせていただきます。

まず、補正予算関係でございます。議案書の 1 ページをお開きください。議案第 1 号 平成 26 年度土庄町一般会計補正予算（第 6 号）でございます。

第 1 条歳入歳出予算の補正ですが、歳入の特定財源については歳出の際にご説明します。なお簡易なもの、小額なものについては、省略させていただきます。

歳出としまして、25 ページをお願いします。2 款 1 項総務管理費、職員給与費の給料は、1 月採用の 1 名分の給料で、共済費及び負担金は精算見込みによる減額でございます。総務事務費の減額は、小豆広域負担金の確定によるもの。債権管理事務費は、滞納処分に係る県外旅費。管財事務費は、小海集会所の売却に伴う国への返還金でございます。

移住交流推進事業から 27 ページ、地域医療人材確保事業までは国の地方創生先行型の交付金を用いた事業で、一部を除き翌年度へ繰り越し、27 年度に実施します。移住交流推進事業の施設修繕費は、旧法務局を島ぐらし体験施設とするためのガスの配管、水道の修繕費、備品購入費はカーテン、洗濯機などの購入に係る経費で本年度に実施します。移住促進事業交付金は、移住者の支度金 5 件分、空き家改修に係る補助金 6 件分、これらは 27 年度分でございます。地域公共交通活性化・再生総合事業は、小豆 2 町で協議会を立ち上げ、各種課題を

検討し、公共交通網形成計画を策定するための経費。総合戦略策定事業は、有識者会議による移住・交流や地域交通の利用促進などの施策に関する計画を策定するための経費。ふるさと納税推進事業は、納税者への贈答品の開発、送付、宣伝等に係る経費。27 ページの地域医療人材確保事業は、小豆島町と連携して看護師を確保するためナースセンターを設置するための経費で、いずれも 27 年度分でございます。基金積立費の財政調整基金、減債基金とも利子の確定により積み立てるもので、豊かなふるさとづくり基金積立金は、ふるさと納税寄附金 29 件分でございます。

4 項選挙費、香川県知事選挙費及び 29 ページの衆議院議員選挙費は、精算による減額で、財源の県費も減額しております。

3 款 1 項社会福祉費、職員給与費は、介護認定調査員が 1 月から 1 名退職したことにより、職員が時間外調査をするための手当でございます。臨時福祉給付金給付事業及び社会保障・税番号制度システム整備事業は、精算による減額で、財源の国費も減額しております。高齢者福祉事務費の賃金の減は、昨年 12 月末で福祉バスの運転手が退職したためであります。

31 ページ、老人ホーム入所措置事業は、当初見込み数の減によるもの。高齢者生活支援事業は、デイサービス等利用者の減によるものでございます。介護保険事業は、居宅介護サービス給付費等の増加による繰出金の増。福祉サービス事業は、サービス収入の減収補てんのための繰出金の増でございます。障害者医療費給付事業の更生医療給付事業は、手術等による増額で国 2 分の 1、県 4 分の 1 負担で、国及び県への返還金は過年度分の精算でございます。障害者自立支援給付事業の自立支援給付は、ショートステイ等の利用者の増によるもので、補装具給付は見込みの減によるもので、いずれも国 2 分の 1、県 4 分の 1 負担でございます。障害支援区分認定等事業は、認定者の増によるものです。国民年金事務費は電算のシステム改修に係る経費で、全額国からの委託金でございます。国民健康保険事業は、保険基盤安定に係る繰出金の増で、財源のうち国及び県支出金も増えております。後期高齢者医療事業は、後期高齢者医療広域連合への負担金の確定による減額でございます。

33 ページ、2 項児童福祉費の子ども医療費支給事業から特定不妊治療費助成事業までは、国の地方創生先行型の交付金を用いた事業で、一部を除き翌年度へ繰越し、27 年度に実施します。子ども医療費支給事業の電算委託料は、システム改修の不用額を減額するもの、審査支払事務委託料及び子ども医療費公費負担金は 27 年度の事業でございます。エンゼル祝金等支給事業のエンゼル祝金のうち 4 人分 40 万円については、今年度の不足分で、残りの 190 万円及びすこやか手当は 27 年度分でございます。独身男女出会いの場提供事業及び特定不妊

治療費助成事業は 27 年度分でございます。

4 款 1 項保健衛生費、保健衛生事務費は、小豆広域への負担金確定による増額でございます。修学資金貸付事業は 2 名分の減でございます。母子保健事業は、妊婦・乳幼児健診の受診者の減によるものでございます。使用済自動車輸送費助成事業は、実績見込みの減によるもので、自動車リサイクル促進センターからの支出金を減額しております。環境対策事業、35 ページになりますが、節の組み替えでございます。太陽光発電設備設置補助事業は、実績見込みにより減額するものでございます。

2 項清掃費、職員給与費は 12 月の粗大ごみ収集でごみの量が増えたことによる衛生現場職員の時間外手当で、塵芥処理事業は、小豆広域への負担金の確定によるものです。

6 款 1 項農業費、機構集積支援事業は、農地基本台帳の電子化に係る委託料で、システムの機能を下げたことによる減額で、財源の県費も減額しております。37 ページになります、職員給与費は休日に係る有害鳥獣捕獲のための時間外手当でございます。青年就農給付金事業の 300 万円の減は、実績による減額で、経済対策分の 262 万 5 千円は、27 年度給付の 2 分の 1 を先行して支出するもので、全額県からの支出金でございます。県営土地改良事業は、県営事業費の確定による負担金の減額で、財源の受益者負担の分担金も減額しております。

3 項水産業費、漁港ストックマネジメント事業は、王子前漁港の精算による減額で、財源の県支出金も減額しております。港整備交付金事業は、田井漁港の精算による減額で、財源の県支出金及び地方債も減額しております。

39 ページ、7 款 1 項商工費、商工業振興団体助成事業は、小豆島まつりの台風中止による精算でございます。土庄町商品券発行事業は、国及び県の補助によりプレミアム付き商品券を発行することで地域の消費喚起を促すもので、商工会が主体となって行う予定でございます。27 年度に実施します。観光事務費、それから下から 2 段目の瀬戸内国際芸術祭事業、地域資源活性化事業は、国の地方創生先行型の交付金を用いたもので、実施は全て 27 年度でございます。観光事務費は、グルメマップを作成するもの。瀬戸内国際芸術祭事業は、2016 年春開催の芸術祭に向けて町内の作品展示のための調査委託、案内業務の委託、芸術祭実行委員会への負担金で、地域資源活性化事業は、石の絵手紙の制作 10 か所分でございます。戻りまして、観光団体・イベント助成事業のヒルクライムロードレースは、精算による減額で、観光振興基金積立金は、入湯税の徴収増による積立でございます。レンタサイクル貸出事業は、貸出し使用料の減による積立金の減額で、財源の使用料も減額しております。石の歴史遺産調査事業は、調査先の調整がつかないことにより減額しております。

次に、41 ページ、8 款 2 項道路橋りょう費、県営道路橋りょう整備事業は、県営事業費の確定による負担金の減額でございます。社会資本交付金事業は、事業費の精算により全体では減額で、財源の国支出金及び地方債を減額しております。

3 項河川費、自然災害防止事業は東内浜地区急傾斜崩壊防止工事の精算による減額ですが、財源のうち国補助の増額があり、地方債は減額しております。4 項港湾費、県営港湾整備事業は、県営事業の精算による減額で、財源の地方債を減額しております。

43 ページ、5 項都市計画費、社会資本交付金事業は、精算による節の組替えでございます。6 項住宅費、民間建築物耐震対策支援事業は、対象件数の減少による減額で、財源の国支出金も減額しております。社会資本整備交付金事業は、事業の精算により減額し、財源の国の支出金も減額しております。

45 ページ、9 款 1 項消防費、常備消防事務費の小豆広域負担金の減は、広域で予定していた救急デジタル無線の国の補助が不採択となり、広域で全額地方債の借入で対応することとなり、町が予定していた地方債も減額いたしております。消防団運営事業は、北浦、長浜、豊島の行方不明者捜索にかかる出動報酬の増額で、備品については可搬ポンプ 3 台の購入を県の補助の関係から見合わせたことにより減額するものでございます。消防団施設維持管理費は、銀波園の消火栓の移設の経費でございます。災害対策事業は、国の地方創生先行型の交付金を用いたもので、実施は 27 年度でございます。災害時の備蓄物として乳幼児に係る物資を購入する予定でございます。

10 款 1 項教育総務費、スポーツ・文化活動等助成事業は、中学生の体育大会への参加補助金などの増額でございます。2 項小学校費、小学校維持管理費は、統合小学校の竣工に伴う 2 か月分の光熱水費等でございます。47 ページ、教育振興事業では池西正輝氏からの寄付金を基金に積み立てるものでございます。小学校建設事業は、精算見込みにより節を組み替えるもので、財源は地方債を減額し、池西正輝教育振興基金から 800 万円を繰り入れるものでございます。3 項中学校費、中学校運営事業は、部活動中のけがに対する給付金で、財源は全額共済金でございます。

5 項社会教育費、文化財保護事業及び少年育成センター事業は、精算による減額で、中央図書館運営事業は、県図書館協会からの助成により講演を行うものでございます。49 ページ、男女共同参画プラン策定事業は、当初委託を予定しておりましたが、自力で作成したことによる減額で、小豆島尾崎放哉記念館維持管理費は、看板棟のシロアリ被害による修繕費でございます。6 項保健体育費、体育施設維持管理費は、高見山グラウンドの防球ネットの修繕費でございます。

11 款 1 項農林水産業施設災害復旧費、農地災害復旧事業は、台風 19 号に係るもので、財源は県支出金、地方債、分担金でございます。農業用施設災害復旧事業は、台風 19 号に係る滝宮地区、農道 2 か所の修繕でございます。

51 ページ、12 款 1 項公債費、長期債償還金元金及び利子は、償還金の確定によるもので、一時借入金は借入見込みにより減額しております。

以上が補正予算の概要でございます。全体では減額補正となるため財政調整基金からの繰入れを 2726 万 4 千円減額しております。今回の補正額は 1 億 571 万 3 千円の減額となり、補正前の予算額と合計しますと 92 億 4715 万 5 千円となります。次に第 2 条の繰越明許費につきましては 8 ページの第 2 表のとおり 29 の事業でございます。第 3 条、地方債の変更については 10 ページのとおり 20 の事業について限度額を変更しております。

次に、議案書 55 ページをお開きください。議案第 2 号 平成 26 年度土庄町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 4 号）でございます。第 1 条歳入歳出予算の補正ですが、歳出としまして 69 ページをお願いします。1 款 2 項徴税费、賦課徴収事業は、制度改正に伴うシステム改修委託料でございます。2 款 1 項療養諸費及び 2 項高額療養費につきましては、医療費の増加見込みによる療養費の増額でございます。財源は国、県、療養給付費等交付金、共同事業交付金を負担割合に応じて増減しています。71 ページ、7 款 1 項共同事業拠出金、高額医療拠出金は、額の確定による減額で、財源は国・県の負担割合に応じて減額しております。保険財政共同安定化事業も、拠出金の額の確定による減額でございます。8 款 2 項保健事業費、保健衛生普及事業は、保健事業の委託として病院事業会計へ繰り出すものでございます。地域医療確保対策事業及び広報事業は、県交付金の確定により減額するものでございます。73 ページ、3 項特別総合保健事業費の職員給与費は、職員の介護休暇により減額するものでございます。以上が補正予算の概要でございます。今回の補正額は、610 万 7 千円の減額となり、補正前の予算額と合計しますと 21 億 5034 万 6 千円となります。

次に、75 ページをお開きください。議案第 3 号 平成 26 年度土庄町介護保険事業特別会計補正予算（第 5 号）でございます。第 1 条歳入歳出予算の補正ですが、歳出としまして 85 ページをお開きください。1 款 1 項総務管理費、一般管理事業は、認定審査会のシステム改修に係る小豆広域の負担金でございます。3 項計画策定費、第 6 期高齢者福祉・介護保険計画策定事業は、精算による減額でございます。2 款 1 項介護サービス等諸費から 87 ページの 2 款 6 項特定入所者介護サービス等費までは保険給付に係る経費でございます。実績見込みにより増減しておりますが、「はまひるがお」の施設開設に伴い給付が増額、特養の施設介護にあつては要介護度の上昇による給付費の増額により全体では増額と

なっております。財源は、国、県、町、支払基金の法定割合の負担になります。以上が補正予算の概要でございまして、今回の補正額は、5283万1千円の増額となり、補正前の予算額と合計しますと17億7404万5千円となります。

次に、89ページをお開きください。議案第4号平成26年度土庄町福祉サービス事業特別会計補正予算（第2号）でございまして、第1条歳入歳出予算の補正ですが、歳出としまして99ページをお開きください。1款1項介護予防支援事業費は、サービス事業収入の減による財源の更正でございまして、2款1項居宅介護支援事業費、居宅介護支援事業は、ケアプラン作成用のパソコン2台の増設に伴うサーバーへのアクセスのためのライセンス料でございまして、3項訪問介護サービス事業費から101ページ、3款1項障害者等居宅介護サービス事業費までは、それぞれサービス事業に係る減額補正でございまして、民間施設の「はまひるがお」の開設等により利用者の減によるものでございまして、以上が補正予算の概要でございまして、財源の不足分については一般会計からの繰入金で充てております。今回の補正額は、1317万8千円の減額となり、補正前の予算額と合計しますと1億1244万円となります。

次に、103ページをお開きください。議案第5号平成26年度土庄町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）でございまして、第1条歳入歳出予算の補正ですが、歳出としまして107ページをお開きください。3款1項後期高齢者健康診査等事業費、後期高齢者健康診査等事業は健康診査受診者減少のため減額するもので、財源の後期高齢者医療広域連合からの諸収入も減額しております。以上が補正予算の概要でございまして、今回の補正額は150万円の減額となり、補正前の予算額と合計しますと2億2731万2千円となります。

次に、109ページをお開きください。議案第6号平成26年度土庄町水道事業会計補正予算（第2号）でございまして、第2条の収益的収入及び支出の営業外収益1243万2千円は、消費税及び地方消費税還付金でございまして、第3条資本的収入及び支出の建設改良費1882万2千円につきましては、110ページの方をお願いします。支出の表、1款1項1目建設改良費は、町道大木戸鹿島線配水管布設替え工事が900万円、沖ノ島海底配水管布設替えに伴う調査設計業務委託が800万円、2目の営業設備費は、馬越浄水場のマンガン処理のための設備工事費でございまして、

次に、115ページをお開きください。議案第7号平成26年度土庄町病院事業会計補正予算（第3号）でございまして、第2条収益的収入及び支出の営業外収益は、国保会計からの保健事業実施に伴う補助金13万3千円でございまして、以上が補正でございまして、

引き続き、平成27年度各会計当初予算に係る議案の説明をさせていただきます

す。別冊の平成 27 年度一般・特別会計当初予算書、会計別当初予算額調、当初予算書及び説明書に基づき、ご説明させていただきます。内容の詳細につきましては、委員会付託が予定されておりますので、簡単な説明とさせていただきます。

まず、薄い方の一般・特別会計当初予算書、こちらの方をお願いします。これの 1 ページをお開きください。議案第 8 号 平成 27 年度土庄町一般会計予算でございます。第 1 条で、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 80 億 3700 万円と定めております。これは、対前年度比 5.6%、4 億 7600 万円の減となっております。第 2 項で、2 ページから 6 ページの「第 1 表 歳入歳出予算」により、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額を定めております。第 2 条で、7 ページにあります「第 2 表 地方債」によりまして、本年度予定しております主要事業 27 件の起債限度額、起債の方法、利率、償還の方法を定めております。第 3 条で、一時借入金の借入最高額を 7 億円と定めております。第 4 条で、歳出予算の流用について、歳出予算のうち人件費の同一款内での流用を定めております。

歳入歳出予算のうち、主なものにつきまして、お手元の資料の「会計別当初予算額調」、こちらの方でご説明させていただきます。予算額調の 2 ページをお開きください。

まず、歳入でございますが、1 款町税につきましては、前年度より 3621 万 9 千円減の 14 億 8343 万 4 千円となっております。法人町民税が税率改正により 1653 万 1 千円の減、3 年ごとの評価替えに伴い固定資産税が 1391 万 1 千円の減、たばこ税 528 万 5 千円の減が主な内容でございます。

2 款地方譲与税につきましては、自動車重量譲与税の減少により 400 万円の減額となっております。6 款地方消費税交付金は、消費税 5%から 8%への増税が全額反映されるため、9800 万円の増でございます。9 款地方交付税は交付税総額の削減により、普通交付税で減額を見込み、2000 万円の減でございます。

11 款分担金及び負担金は、制度改正に伴い保育所の保育料が使用料に区分変更になったこと等により 5009 万 2 千円の減でございます。12 款使用料及び手数料は、保育料を使用料に区分変更したこと等により、4613 万 3 千円の増でございます。13 款国庫支出金は、新小学校建設事業の完了等により 5 億 3825 万 2 千円の減でございます。14 款県支出金は、港整備交付金（田井漁港）等の増により 3800 万 8 千円の増でございます。17 款繰入金は、財政調整基金の取り崩しの増加により 3828 万 9 千円の増でございます。19 款諸収入は、ふるさと市町村圏基金の戻し入れの減により 1 億 4527 万円の減でございます。20 款町債は、新小学校建設に係る教育債、救急デジタル無線に係る消防債が減となって

おりますが、公立病院再編に係る衛生債、大谷ポンプ場新設、大部住宅建替え等に係る土木債の増により、全体では1億150万円の増でございます。歳入の各項目におきまして、増減がございますが、調整後の歳入総額を80億3700万円としております。

次に、3ページでございます。歳出総額は、厳しい財政状況のなか、公立病院再編事業、田井漁港の整備、大谷ポンプ場の整備など大型事業を計上しておりますが、新設小学校の建設が終了したことから前年度より4億7600万円の減額予算としております。

次に、歳出の主なものにつきまして、区分ごとにご説明いたします。2款総務費につきましては、合併60周年記念事業の関係で1730万1千円の増となっております。4款衛生費につきましては、公立病院再編事業、御影浄苑関係事業などの増加によりまして4億1433万6千円の増となっております。6款農林水産業費につきましては、田井漁港の整備などによりまして、4169万2千円の増となっております。8款土木費につきましては、大谷ポンプ場、下水路長寿命化、大部住宅の建替え等により1億4029万6千円の増となっております。9款消費費につきましては、救急デジタル無線整備、高規格救急自動車購入等の減から、6483万1千円の減となっております。10款教育費につきましては、豊島小中学校の建設が始まりますが、新設小学校建設事業の完了により9億9980万8千円の大幅な減となっております。12款公債費につきましては、総合会館の起債の償還が終了したこと等により、1665万4千円の減となっております。以上で平成27年度一般会計予算の説明を終わります。

続きまして、先ほどの予算書の方の9ページにお戻りください。議案第9号平成27年度土庄町簡易水道事業特別会計予算でございます。第1条で、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億711万5千円と定めております。対前年度比777%、1億8349万9千円の大幅な増となっております。第2項で、「第1表 歳入歳出予算」により、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額を定めております。第2条で、債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額につきまして、「第2表 債務負担行為」により定めております。第3条で、本年度予定しております事業の起債の限度額、起債の方法、利率、償還の方法を「第3表 地方債」により定めております。第4条で、一時借入金の借入最高額を2千万円と定めております。第5条で、歳出予算の流用について、歳出予算のうち人件費の同一款内での流用を定めております。簡易水道の統合事業により大幅な増額予算となっております。

次に、15ページをお開きください。議案第10号平成27年度土庄町国民健康保険事業特別会計予算でございます。第1条で、歳入歳出予算の総額をそれ

ぞれ 23 億 6497 万 1 千円と定めております。対前年度比は、11.1%、2 億 3536 万 7 千円の増となっております。第 2 項で、「第 1 表 歳入歳出予算」により、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額を定めております。第 2 条で、一時借入金の借入最高額を 2 億円と定めております。第 3 条で、歳出予算の人件費の同一款内での流用を定めております。被保険者数の減少により医療費は減少しておりますが、共同事業拠出金の見直しにより拠出金が大幅に増加したため、増額予算となっております。

次に、19 ページをお開きください。議案第 11 号 平成 27 年度土庄町港湾整備事業特別会計予算でございます。第 1 条で、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 9296 万 2 千円と定めております。対前年度比は 14.5%、1574 万円の減となっております。第 2 項で、「第 1 表 歳入歳出予算」により、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額を定めております。第 2 条で、一時借入金の借入最高額を 9 千万円と定めております。前年度繰上充用金の減少により減額した予算となっております。

次に、23 ページをお開きください。議案第 12 号 平成 27 年度土庄町宅地造成事業特別会計予算でございます。第 1 条で、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 7979 万 6 千円と定めております。対前年度比 53.0%、8990 万 2 千円の減となっております。第 2 項で、「第 1 表 歳入歳出予算」により、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額を定めております。第 2 条で、一時借入金の借入最高額を 7950 万円と定めております。前年度に病院事業からの借入金を一括償還したため大幅な減額予算となっております。

次に、27 ページをお開きください。議案第 13 号 平成 27 年度土庄町大鐸財産区事業特別会計予算でございます。第 1 条で、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 941 万 6 千円と定めております。対前年度比は 1.0%、9 万 6 千円の減となっております。第 2 項で、「第 1 表 歳入歳出予算」により、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額を定めております。第 2 条で、一時借入金の最高額を 300 万円と定めております。事業費に増減がありますが、前年度並みの予算となっております。

次に、31 ページをお開きください。議案第 14 号 平成 27 年度土庄町農業集落排水事業特別会計予算でございます。第 1 条で、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 2345 万 6 千円と定めております。対前年度比は 0.2%、5 万 7 千円の減となっております。第 2 項で、「第 1 表 歳入歳出予算」により、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額を定めております。第 2 条で、一時借入金の最高額を 500 万円と定めております。前年度並みの予算となっております。

次に、35 ページをお開きください。議案第 15 号 平成 27 年度土庄町介護保

険事業特別会計予算でございます。第 1 条で、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 18 億 402 万 7 千円と定めております。対前年度比は、12.9%、2 億 627 万 5 千円の増となっております。第 2 項で、「第 1 表 歳入歳出予算」により、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額を定めております。第 2 条で、一時借入金の借入最高額を 2 億円と定めております。第 3 条で、歳出予算の人件費にかかる同一款内での流用を定めております。介護施設の開設等による利用者の増加に伴い、各介護サービス給付費が増えており、増額した予算となっております。

次に、39 ページをお開きください。議案第 16 号 平成 27 年度土庄町福祉サービス事業特別会計予算でございます。第 1 条で、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 1 億 1391 万 7 千円と定めております。対前年度比は 10.8%、1374 万 1 千円の減となっております。第 2 項で、「第 1 表 歳入歳出予算」により、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額を定めております。第 2 条で、一時借入金の最高額を 2 千万円と定めております。第 3 条で、歳出予算の人件費にかかる同一款内での流用を定めております。民間の介護施設の開設により事業収入が減少しており、減額した予算となっております。

次に、43 ページをお開きください。議案第 17 号 平成 27 年度土庄町後期高齢者医療事業特別会計予算でございます。第 1 条で、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 2 億 3051 万 6 千円と定めております。対前年度比は、1.0%、218 万 9 千円の増となっております。第 2 項で、「第 1 表 歳入歳出予算」により、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額を定めております。第 2 条で、一時借入金の借入最高額を 3 千万円と定めております。保険基盤安定負担金の増加により、増額した予算となっております。

次に、別冊の方の水道事業会計当初予算につきましてご説明いたします。1 ページ、議案第 18 号 平成 27 年度土庄町水道事業会計予算でございます。予算規模は、対前年度比 15.5%の減、2 億 1406 万 6 千円の減額予算でございます。第 2 条の業務の予定量は、前年度に比べ、給水戸数は 17 戸の減、年間総給水量は 6 万 8 千 m³の減、一日平均給水量は 202 m³の減、建設改良事業は 2 億 1929 万 1 千円の減額でございます。第 3 条収益的収入及び支出では、水道事業収益は前年度に比べ 3457 万 2 千円の減、水道事業費用は 570 万 5 千円の減でございます。

2 ページになりますが、第 4 条資本的収入及び支出では、資本的収入は前年度に比べ 1 億 6085 万 2 千円の減、資本的支出は 2 億 982 万 8 千円の減でございます。第 5 条では、企業債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を定め、第 6 条では、一時借入金の限度額を 7 億円と定め、第 7 条では、各項

の経費を流用できる場合について定め、第 8 条では、支出予算の職員給与費にかかる流用について定めております。4 ページ、第 9 条では、一般会計からの補助金を 336 万 6 千円と定め、第 10 条では、たな卸資産の購入限度額を 2 千万円と定めております。肥土山浄水場更新工事の年次計画の関係から、前年度より減額した予算となっております。

次に、別冊の病院事業会計当初予算書をお願いいたします。こちらの 1 ページ、議案第 19 号 平成 27 年度土庄町病院事業会計予算でございます。予算規模は、対前年度比で 1.1%、2057 万 1 千円の減額予算でございます。第 2 条業務の予定量ですが、病床数は 10 床の減、年間患者数の入院は 6,555 人の減、外来は 29,460 人の減、一日平均患者数の入院は 18 人の減、外来は 117 人の減、医療機器等購入は前年度と同額であります。第 3 条収益的収入及び支出では、病院事業収益が前年度に比べ 2 億 4454 万 5 千円の減額となっておりますが、入院及び外来収益の減によるものであります。病院事業費用は前年度より 2992 万 9 千円の減額であります。

2 ページになりますが、第 4 条資本的収入及び支出では、資本的収入が前年度に比べ 8863 万 3 千円の減であります。港湾整備事業への貸付金返還金の減によるものでございます。資本的支出は 124 万 9 千円の増であります。第 5 条では、一時借入金の限度額を 3 億円と定め、第 6 条では、各項の経費を流用できる場合について定め、第 7 条では、支出予算の職員給与費にかかる流用について定め、第 8 条では、たな卸資産の購入限度額を 3 億円と定めております。以上で 27 年度の各会計当初予算に係る提案説明を終わらせていただきます。

続きまして、条例等につきましてご説明いたします。最初の議案書の方と審議資料をよろしくをお願いいたします。

議案書の 121 ページ、審議資料は 1 ページになります。議案第 20 号 土庄町電動レンタサイクルの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例でございます。豊島の観光客の増加に対応して、電動レンタサイクルの利便性を向上させるため、本条例の一部を改正するもので、内容はレンタサイクルの設置場所を豊島交流センターから豊島内とするものでございます。

次に、議案書の 123 ページ、審議資料は 3 ページになります。議案第 21 号 土庄町島ぐらし体験の家の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例でございます。島ぐらし体験の家の移転に伴い、本条例の一部を改正するもので、現在、旧東洋紡のあづき荘を島ぐらし体験の家として使用しておりますが、病院の研修医の宿泊施設とする予定があるため、旧法務局を体験の家とするものでございます。

次に、議案書の 125 ページ、審議資料は 5 ページから 16 ページになります。

議案第 22 号 土庄町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例でございます。平成 26 年 8 月 7 日付けの人事院勧告による給与制度の総合的見直しを行うため本条例の一部を改正しようとするものでございます。平成 27 年 4 月 1 日から給料表を平均 2%引き下げること、ただし、経過措置として平成 30 年 3 月 31 日までは差額を支給すること等が主な内容でございます。

次に、議案書の 141 ページ、審議資料の方は 17 ページになります。議案第 23 号 土庄町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例でございます。慢性的に不足する医師の確保対策として、関係団体に対する医師派遣の要望や研修学生等の受入れを積極的に行うため医師の給与待遇面で見直しを行い、地域医療を維持する施策として医師確保対策手当を新設するため、本条例の一部を改正するものでございます。

次に、議案書 143 ページ、審議資料は 19 ページ、20 ページになります。議案第 24 号 土庄町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例でございます。特別職報酬等審議会の最低賃金に関する意見を受け、交通指導員の日額を引き上げるとともに、総務省制度の地域おこし協力隊の受入れにあたり、地方公務員法第 3 条第 3 項第 3 号に規定する嘱託職員として任用するため、本条例の一部を改正しようとするものでございます。

次に、議案書の 145 ページ、審議資料は 21 ページになります。議案第 25 号 土庄町長及び副町長の給与支給条例の一部を改正する条例でございます。特別職報酬等審議会の審議等を踏まえ、町長の給料の自主減額を行うため、本条例の一部を改正しようとするもので、平成 27 年 4 月分から平成 28 年 3 月分の給料を 2 分の 1 とするものでございます。

次に、議案書の 147 ページ、審議資料は 23 ページから 30 ページになります。議案第 26 号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例でございます。地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴い、関係する条例の一部改正及び廃止をするものでございます。

次に、議案書の 151 ページ、審議資料は 31 ページから 36 ページになります。議案第 27 号 土庄町立学校の再編に伴う関係条例の整理に関する条例でございます。小学校の再編に伴い、関係する条例の一部を改正するもので、統合された小学校の体育館及びグラウンドを社会体育施設とするのが主な内容でございます。

次に、議案書の 155 ページ、審議資料は 37・38 ページになります。議案第 28 号 子ども・子育て支援法等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例ござ

います。子ども・子育て支援制度の施行に伴い、関係する条例の一部改正及び廃止をするものでございます。

次に、議案書の 157 ページ、議案第 29 号 土庄町立幼稚園一時預かり事業保育料徴収条例でございます。子ども・子育て支援法の施行に伴い、一時預かり事業の保育料を徴収するため、本条例を制定するものでございます。

次に、議案書の 159 ページ、審議資料は 39 ページ、40 ページになります。議案第 30 号 土庄町公民館設置条例及び土庄町高見山公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例でございます。国土調査の完了に伴い、施設の地番に変更があったため、関係する条例の一部を改正するものでございます。

次に、議案書の 161 ページ、審議資料は 41 ページになります。議案第 31 号 土庄町福祉バスの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例でございます。地方自治法施行令の一部改正に伴い、本条例の一部を改正しようとするものでございます。

次に、議案書の 163 ページ、審議資料は 43 ページになります。議案第 32 号 土庄町子どもに対する医療費助成条例の一部を改正する条例でございます。支給申請の時効規定を削除するため、本条例の一部を改正しようとするものでございます。

次に、議案書の 165 ページ、審議資料は 45 ページ、46 ページになります。議案第 33 号 土庄町ひとり親家庭等医療費支給に関する条例の一部を改正する条例でございます。平成 27 年 8 月 1 日から課税世帯の自己負担額を廃止して現物給付を開始するとともに、支給申請の時効規定を削除するため、本条例の一部を改正しようとするものでございます。

次に、議案書の 167 ページ、審議資料は 47 ページになります。議案第 34 号 土庄町すこやかエンゼル祝金等条例の一部を改正する条例でございます。子育て支援の拡充として第 4 子以降の出産祝金を増額するため、本条例の一部を改正しようとするものでございます。

次に、議案書の 169 ページ、審議資料は 49 ページになります。議案第 35 号 土庄町重度心身障害者等医療費支給に関する条例の一部を改正する条例でございます。支給申請の時効規定を削除するため、本条例の一部を改正しようとするものでございます。

次に、議案書 171 ページ、審議資料は 51 ページ、52 ページになります。議案第 36 号 土庄町介護保険条例の一部を改正する条例でございます。第 1 号被保険者の保険料を、土庄町高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画の第 6 期計画期間中に必要な保険料に設定するとともに、介護保険法施行規則の改正による基準所得金額の変更及び介護予防・日常生活支援総合事業の実施時期など

を定めるため、本条例の一部を改正しようとするものでございます。

次に、議案書の 175 ページ、審議資料は 53 ページ、54 ページになります。議案第 37 号 土庄町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例でございます。平成 27 年 6 月から粗大ごみの有料化に伴い、本条例の一部を改正しようとするものでございます。

次に、議案書の 179 ページ、審議資料は 55 ページになります。議案第 38 号 土庄町農業担い手研修センター設置に関する条例の一部を改正する条例でございます。貸出し施設の資料室及び料理教室がなくなり、新たに会議室を改修して貸し出すため、本条例の一部を改正しようとするものでございます。

次に、議案書の 181 ページ、審議資料は 57 ページになります。議案第 39 号 土庄町営住宅管理条例の一部を改正する条例でございます。家賃の算定に係る規定の整備を行うため、本条例の一部を改正しようとするものでございます。

次に、議案書 183 ページ、議案第 40 号 土庄町企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第 10 条第 1 項の規定に基づく準則を定める条例でございます。企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律に基づき、工場立地法の特例として、緑地面積率及び環境施設面積率を条例で定めるものでございます。

次に、議案書の 189 ページ、議案第 41 号 土庄町教育長の勤務時間その他勤務条件に関する条例でございます。地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、土庄町教育長の給与、勤務時間その他勤務条件に関する条例の廃止に伴い、教育長の勤務時間等について定めるため本条例を定めるものでございます。

次に、議案書の 191 ページ、議案第 42 号 土庄町教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例でございます。地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、教育長の職が一般職から特別職に変更となるため、本条例を制定するものでございます。

次に、議案書の 193 ページ、議案第 43 号 土庄町し尿処理場の設置に関する条例でございます。土庄町小豆島町環境衛生組合が平成 27 年 3 月 31 日をもって解散することに伴い、4 月 1 日以降、土庄町の事業としてし尿及び浄化槽汚泥を処理するため、本条例を制定するものでございます。

次に、議案書の 195 ページ、審議資料は 59 ページになります。議案第 44 号 新たに生じた土地の確認及び字の区域の変更（編入）についてでございます。四海漁港において、香川県が県道屋形崎小江湊崎線の道路幅員狭小区間の整備として公有水面を埋め立てしたことにより、本町内の区域に新たに土地が生じたことからこの土地を確認し、当該土地を所在の字の区域に編入するものでござ

ございます。昨年の 6 月議会で議決をいただきましたが、物揚げ場の部分が漏れていたものでございます。

次に、議案書の 197 ページ、審議資料は 61 ページになります。議案第 45 号 土庄町道路線の廃止についてでございます。道路台帳の整備に伴い、灘山地区の豆坂線を廃止するものでございます。

次に、議案書の 199 ページ、審議資料は同じく 61 ページになります。議案第 46 号 土庄町道路線の認定についてでございます。道路台帳の整備に伴い、灘山地区の豆坂線を認定しようとするもので、終点が短くなっております。

次に、議案書の 201 ページ、議案第 47 号 香川県広域水道事業体設立準備協議会の設置についてでございます。平成 27 年 4 月 1 日に、香川県広域水道事業体の設立のための連絡調整及び広域的な水道事業の計画の共同作成を行うため、香川県広域水道事業体設立準備協議会を設置することについて協議したく、本案を提出するものでございます。

次に、議案書の 205 ページ、審議資料は 63 ページ、64 ページになります。議案第 48 号 小豆医療組合規約の全部を変更する規約についてでございます。土庄町国民健康保険土庄中央病院及び内海病院を統合して新たに開設しようとする病院について、平成 28 年度の開院に向けた諸準備として、経営責任の明確化、人事等の事務処理の迅速化を図り、新病院への移行を円滑に進めるため、経営形態を地方公営企業法の全部を適用する一部事務組合である企業団とし、組織に企業長を設置します。また、新病院の名称に合わせ、団体名も一般的に分かりやすい名称に変更し、小豆医療組合規約の全部を変更するものでございます。

次に、議案書の 209 ページ、議案第 49 号 香川縣市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び香川縣市町総合事務組合規約の一部変更についてでございます。土庄町小豆島町環境衛生組合が平成 27 年 3 月 31 日をもって香川縣市町総合事務組合から脱退することに伴い、地方自治法第 286 条第 1 項の規定により、一部事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び一部事務組合の規約の変更に係る関係地方公共団体の協議が必要となったため、議会の議決を求めるものでございます。

次に議案書の 211 ページ、議案第 50 号 香川縣市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少に伴う財産処分についてでございます。議案第 49 号と関連がございまして、土庄町小豆島町環境衛生組合の脱退に伴い、地方自治法第 289 条の規定により、香川縣市町総合事務組合財産の処分に係る関係地方公共団体の協議が必要となったため、議会の議決を求めるものでございます。内容としましては、土庄町小豆島町環境衛生組合へ退職手当支給事務に係る負担

金及び非常勤補償等事務に係る負担金の一部を還付することとなる場合は、退職手当基金及び非常勤職員公務災害補償等基金の一部を処分して支払うものがございます。

次に、議案書の 213 ページ、議案第 51 号 香川縣市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び香川縣市町総合事務組合規約の一部変更についてでございます。議案第 49 号と同様の内容でございます。大鐸財産区管理者として提案するものでございます。

次に、議案書の 215 ページ、議案第 52 号 香川縣市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少に伴う財産処分についてでございます。議案第 50 号と同様の内容でございます。大鐸財産区管理者として提案するものでございます。以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（川本貴也君）

三枝町長。

○町長（三枝邦彦君）

それでは、同意第 1 号 土庄町教育委員会委員の任命について。土庄町教育委員会委員に次の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 1 項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。住所香川県小豆郡土庄町甲 883 番地、氏名河原陽文様、生年月日昭和 38 年 11 月 24 日。提案理由につきましては、現委員の河原陽文氏が、平成 27 年 3 月 31 日をもって任期が満了するので、引き続き同氏を任命いたしたく、議会の同意を求めるものであります。略歴等につきましては、記載のとおりでございますので、ご一読をお願いしたいと思います。

続きまして、諮問第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦について。人権擁護委員候補者について次の者を推薦したいので、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。住所香川県小豆郡土庄町湊崎甲 737 番地 12、氏名田淵晃代様、生年月日昭和 19 年 10 月 6 日でございます。提案理由につきましては、本町の人権擁護委員田淵晃代氏は、平成 27 年 7 月 1 日をもって任期満了になるので、引き続き同氏を推薦いたしたく議会の意見を求めるものでございます。よろしくをお願いしたいと思います。略歴につきましては、記載のとおりでございますので、よろしくお願いたします。

○議長（川本貴也君）

これをもちまして、提案理由の説明を終わります。

散会

○議長（川本貴也君）

以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。お疲れ様でございました。

散 会 午後 12 時 20 分